



宮 崎 県 公 報

平成22年 5 月 2 日（日曜日） 号外 第39号

発行・印刷 宮 崎 県
宮崎市橋通東 2丁目10番 1号

発行 定 日 毎週月・木曜日
購読料（送料共） 1年 36,000円

目 次

頁

告 示

○家畜伝染病の家畜等の移動の制限の変更 -----（畜産課） 1

告 示

宮崎県告示第 276号の 2

家畜伝染病の家畜等の移動の制限（平成22年宮崎県告示第 254号の 2）を次のとおり変更する。

平成22年 5 月 2 日

宮崎県知事 東国原 英 夫

1 搬出を制限する区域

(1) 搬出を制限する家畜の種類

牛、水牛、めん羊、山羊、豚、しか及びいのしし（生体に限る。）

(2) 搬出を制限する物品

病原体をひろげるおそれのある物品

(3) 搬出を制限する区域

平成22年宮崎県告示第 254号の 2 の 1 の(3)に掲げる区域に、以下の区域を追加する。

ア 西都市大字現王島、大字都於郡町、大字藤田、大字黒生野の一部（堀内屋敷、孫太郎、岡富境、冷水、溝ノ口、札立、伏野、柳田、天子之花、大辻屋敷、三角之内、水洗、川平、藤四郎窪、花下屋敷、屋敷下、川窪及び砂瀬）、大字三納の一部（青木、長谷田、草坪、後町、北町、北町外川原、中川原、鶴田、久保田、上川原、才脇、大明神原、廻村、羽付原、鎌廻、松下、外園、神田、野原田、堤下、小坂元、曲淵、門田前、竹ノ内、鷹野、境田、前廻、苜払、黒牟田、笹川、榎町、眞萱崎、岩戸牟田、眞米、買地廻、大鳥、野間口、八反ヶ丸、岩下、下摩戸、上の、山本、堀切、一位廻、柳之丸、内之丸、口ヶ廻、東廻、西廻、山下田、新原、上宮田、下宮田、下岩坂下、原田上村、青山、田中（原田）、古野、古野下川原、向井町村、雁亀、向井下町、向井町中川原、九流下水下川原、九流水中川原、九流水上川原、岩戸川原、瀧下、物見、物見中川原、小谷、釘野原、城堀、宮之下、宮の後、久保田、九流水西ヶ廻、九流水岩下、下九流水、上九流水、九流水原、山之丞、上吉田、粟野下、吉田、吉田前、上向井町、下木屋ノ内、野嶽、上木屋ノ内、上鶴ノ寺、麓、山神川原、下川原免、上川原免、上城下、後田、深野及び桜町）、大字平郡の一部（梁之瀬、天神免、立山、別府代、菰田、谷寺、京田、宮尾、宮河、本村、井上、田中、横山、菅原、畑ヶ廻、瀬戸田、梅木廻、法小廻、松ヶ廻、妻田、寺廻、池袋、工田、八反ヶ丸、大町、戸ノ丸、稲泉、石廻、振廻、大坪、小堤、浦松廻、宮田廻、広見廻、城ヶ崎、後廻、通山、年

賦廻、大廻、中間廻、釘坪廻、角力、尾寄、林原、楠廻、柳牟田、法蓮寺、戸屋ヶ前、犬牟田、堤下、金田、兔田、緩田、南川、鴨山、鴨目ヶ廻、雨乞及び池田）、大字岩爪の一部（七夕田、畑間、払谷、上原、小路及び向原）、大字鹿野田の一部（五節句、松野島、松野田、谷辺、小苗代、潮、山ヶ迫、城内、横枕、梅木、山之後、益崎下、川上、嘉萬栄、荒敬田、横尾、中園、池田、内之丸、園田、筑後、池下、三反田、池上、山下、岡迫、一ヶ山、寺田、野中田、水落原、別府原、池之友、円光院、中尾、原口、向之城、高屋、久保、奥、滝之下、東ヶ迫、養命迫、坂之下、茶緑ヶ迫、光ヶ迫、知ノ元、小待、五反田、鳥子、宮前、内ヶ迫、深坪、鼻切、小姓田、小丸、柿ヶ迫、登坂、西ヶ迫、水口ヶ迫、冬切、塩ヶ迫、内山ヶ迫、谷之坂、辰巳ヶ平、滝山、青山、霧島、車ヶ瀬、寺下、神鶴、井出下、水洗及び鶴田）、大字加勢の一部（鳥越、寺ノ下、南園、野下、下溝添、上溝添、苔迫、原田越、菅ノ丸、天役田、篠ノ畑、井手下、北堂、野間口、養添、才ヶ迫、柳戸迫、八反ヶ丸、小迫、小倉、畑ヶ迫、坂ノ上、森木、尾能、八双田川南、八双田川北、別府代、向鶴、別府代中嶋、岡ノ下及び山下）、大字下三財の一部（向江、天神川原、見守川、八双田、古川、六升田、戸敷、古栄、池見手、藤崎、久米田下、岡下、広地、前田、井尻、堤下、外園、中別府、尾立下、月中、亀塚、亀塚屋敷、楠牟田、南牟田、大島、鶴後、遊行瀬、田ノ前、川原田、田ノ前、猫嶋、奈良瀬、杉ノ内及び城ヶ下）

イ 宮崎市佐土原町下富田、佐土原町下田島の一部（阿弥陀寺、安宮畑、伊勢ん、伊勢田、井手牟田、一ツ瀬川原、稲荷島、栄後口、栄町、塩田、屋舗下、下中島、下伝宗、下六ヶ所、外川原、外牟田、垣瀬、垣瀬新開、柿田、蛸瀬ノ一、蛸瀬ノ二、鴨田、岩穴迫、岩切名、休左工門松、宮田、宮本、宮本原、京塚迫、境田、境目、橋口迫、栗迫、桑島、桂原、桂山、月輪、原、古川、狐島、後川、広瀬川沓番、広瀬川四番、江ノ頭、江川、江川崎、佐賀利、沙汰給、坂本迫、鷺島、笹松原、札辻ノ一、札辻ノ二、三間屋後、三間屋前、三百坊、山下、山口、山口ノ一、山口ノ二、山伏須、寺下、寺畑、七曲、取越、出口ノ一、出口ノ二、庄屋田、松添、上ノ園、上ノ原、上ノ瀬、上沖江、上江、上中島、上長原、上伝宗、上六ヶ所、新屋敷、新馬場、諏訪田、垂門、瀬口、石田、切島、川俣、前田、多々良迫、打切、袋堀、大山下、大炊田、大川俣、大道迫、地藏免、池田、竹花、中ノ瀬、中久保、町口、町田出口、長江、長川原、鳥越、天神、天神下、天神上

中須、天神川、天神中須、天満宮下、田ノ上、田ノ上後、田代の一、田代の二、田島、田島下、田島後、田淵迫、渡瀬、都甲路、東禅寺迫、堂蘭、徳ヶ淵、奈良木、南出口、南町、二ツ建、二ツ建池上、馬場、白金蘭、迫ノ田、飯重迫、尾脇田、浜上、浜田、福島、福島川原、福島中洲、平松、平松塩浜、堀田、万太郎、蓑崎、牟田ノ一、牟田ノ二、命ヶ島ノ参、命ヶ島ノ四、明石、綿内、木浦原、柳ノ内、柳馬場、立野、鈴町、六ヶ所、蓮田及び菰田）、佐土原町下那珂の一部（伊茂井、王子ヶ迫、久峰前谷及び久峰大日）、佐土原町上田島の一部（新山、井手神、一ツ瀬、一ノ山、一ノ迫、老町田、隠山、永谷、永尾、下ノ瀬、下迫越、花下、開地田、苜井田、岩崎、亀甲、久保田、吸ヶ水流、吸ヶ鶴、宮ヶ迫、居穴口、境畑、曲田、犬菰、現王、古ノ館、古城、古川、五月田、五條下、後田、向ヶ迫、高峰、今坂、今僧津、佐土原町、佐野原、坂下、桜原、札立、三月田、山倉、山中、山田ヶ迫、思香田、鳴ノ口、七騎迫、芝原、十六、祝畑、出来畑、小田河原、小柳、松本、松木田、上ノ瀬、上迫越、城ヶ下、城山、新城町、水ヶ廻、杉尾、菅丸、畝原、西ヶ迫、船ヶ山、前田、大原、谷、池ノ内、竹下、茶屋、中ノ瀬、中坪、仲間原、追手、紬田、鶴府、堤、堤後、堤前、田中、田中前、田俣、都甲路、南ヶ迫、二月田、八ヶ村、飯田、樋ノ口、尾曲、百貫地、百日、平城、平田、平田迫、坊ヶ池、本鶴府、野久尾及び菰迫）及び佐土原町東上那珂の一部（井手下、井手表、永山、永正向、猿喰、叶迫、貫行、後谷、項星、坂ノ下、三拾部、三反田、山田、蛇廻、松月下、上平田、城ヶ下、新馬場、辛子田、水尻、西村、石塚、赤白、扇ノ丸、瀧ヶ山、丹助、池下、池内、長掘、長谷水、津倉、兔ヶ鼻、東俣、堂ヶ迫、内城、二本松及び白川）

2 移動を制限する区域

(1) 移動を制限する家畜の種類

牛、水牛、めん羊、山羊、豚、しか及びいのしし（生体に限る。）

(2) 移動を制限する物品

病原体をひろげるおそれのある物品

(3) 移動を制限する区域

平成22年宮崎県告示第 254号の2の2の③に掲げる区域に、以下の区域を追加する。

ア 西都市大字茶臼原の一部（緑ヶ丘、吉原、上の原及び後山）、大字徳北の一部（八重山、原無田、小浪、平下、堀町、仮屋原及び東原）

イ 児湯郡高鍋町大字高鍋町、大字北高鍋、大字蚊口浦、大字南高鍋の一部（塩田、筏、石原、蓑江、小嶋田、茂広毛平付、水谷坂平付、職司ノ四、職司ノ三、職司ノ一、毛作谷、職司ノ二、内宮田、宮田前、旧城内、奥ノ下、恵良、光音寺、馬場田、樋の久保、浦芳太郎下、野首、重間、蚕丁場、大平寺、鐘塚、谿の田、櫻谷、上蘭、内野々、新山、内野々面上、四ツ塚、毛作、山伏山、杉谷上、日置道東、水谷原、越々溝下モ、越々溝上ミ、東越々溝、蓑江野地、稻荷東、神祭野、式本松、雲雀山、穂先田、穂先田中嶋ノ一、穂先田中嶋ノ二、高岡、堀の内及び久保田）、大字持田の一部（高河原、勝り下、下河原、迫ノ前、柳、深川、鴨野及び堂藪）及び大字上江の一部（下小路後、西畑田、東畑田、高月、嶋田、黒谷、松本、山下、飯長寺、谷坂、老瀬坂上、上耳切、東小並、西小並、大谷、中尾、黒土田、境谷、牧内、新山、立野、

市ノ山、永田、高平、江平、福井牟田、南唐木戸、北唐木戸、牛牧原、下耳切、北牛牧、南牛牧及び大戸ノ口）

ウ 新富町大字新田の一部（新富町道 201号北畦原線以北）、大字日置の一部（県道44号宮崎高鍋線と新富町道29号永牟田線との交差点と高鍋町道 346号杉谷上・山伏山線と高鍋町道 347号大久保・山伏山線との交差点を結ぶ直線以北）

エ 児湯郡木城町大字椎木の一部（田畑原、陣ノ内、小並原、佛山、牧ノ内、片並木、影平、下中原、新古場、上中原、桃木窪、野唐ノ鼻、似り出口、坪池、赤坂、狐久保、似り、赤谷原、南中原、北中原、大戸亀）、大字川原の一部（川原、上野田、甲崎谷、檜、内屋敷、小平、甲ヶ嶺、百合野、丸塚、川間、本村、甘只、櫛野、今別府、持見、廣谷及び溜水）及び大字石河内の一部（鍋田、牧原、倉谷、春山、大平、城、芋ヶ八重及び大戸）